

一般社団法人西条市SDGs推進協議会LOVESAIJO×SDGs  
ロゴマーク使用取扱規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人西条市SDGs推進協議会定款第41条の規定に基づき、一般社団法人西条市SDGs推進協議会（以下「協議会」という。）が提供するサービスの商標、サービス名、ロゴタイプ、その他ロゴ使用ルールに関する基本ルールを定めることを目的とする。

(基本的事項)

第2条 LOVESAIJO×SDGsロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、本規則に定める範囲内で、別途協議会からの許諾を得ることなく、ロゴマークを無償で使用することができる。その場合、使用者は、ロゴマークの使用にあたり、本規則に規定する事項に同意したものと見なす。

(権利帰属)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、すべて協議会に帰属する。

(使用目的)

第4条 使用者は、次に掲げる目的かつ非商用目的の場合に限り、協議会の承諾を得ることなくロゴマークを無償で使用することができる。

- (1) 協議会活動の趣旨に賛同し、持続可能都市西条2050の取組並びに西条市SDGsの普及啓発を目的として使用する場合
- (2) 協議会の活動を紹介する場合
- (3) その他協議会が特別に認めた場合

2 協議会定款第5条に規定する会員及び第12条に規定するSDGsパートナー等は、商用目的でのロゴマーク使用を希望する場合、前項各号に規定する目的の場合に限り、協議会が規定する利用料を納付することで使用することができる。

(禁止行為)

第5条 使用者は、ロゴマークの使用にあたり、次の行為を行ってはならない。

- (1) 協議会の許諾を得ることなく、前条に定める使用目的以外に当社ロゴマークを使用すること
- (2) ロゴマークを変形、加工または改変すること
- (3) ロゴマークを他社の商品名、サービス名、商標、ロゴまたは企業名等の一部として使用すること
- (4) 協議会または協議会事業の誹謗中傷またはその評判を貶めるような方法でロゴマークを使用すること
- (5) 違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつまたは公序良俗に反する内容の媒体等でロゴマークを使用すること

(6) その他、協議会が協議会裁量において不適切と判断する方法でロゴマークを使用すること

(使用者の責任)

第6条 協議会は、使用者が本規則に違反してロゴマークを使用していると認めた場合、または協議会の裁量で必要と判断した場合、使用者に対して、ロゴマークの使用停止、その他協議会が必要かつ適切と判断する措置を講じることができる。

2 使用者は、ロゴマークを使用したことに起因し（協議会がかかる使用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含む）、協議会が直接的または間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含む）を被った場合、協議会の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければならない。

(免責)

第7条 協議会は、ロゴマークに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ並びに権利侵害などを含む）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておらず、かかる瑕疵を除去してロゴマークを提供する義務を負わない。

2 協議会は、ロゴマークに起因して使用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負わない。

(規則の改正)

第8条 協議会は、協議会が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、いつでも本規則を変更することができる。変更後の規則は速やかに効力を生じるものとし、使用者は、変更後もロゴマークを使用し続けることにより、変更後の規則に同意をしたものとみなす。

(裁判管轄)

第9条 ロゴマークに起因しまたはこれに関連して使用者と協議会との間に生じた紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、ロゴマーク使用取扱に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。